

第7期三木市障害福祉計画

第3期三木市障害児福祉計画

概要版

計画策定の趣旨

本編 P1

近年、国においては、障がいのある人への支援の拡大や差別の解消に関する法整備が進められており、障がいの有無にかかわらずその自己決定が尊重され、地域で共に生きる環境をつくっていくという共生社会の実現に向けた取組が求められています。

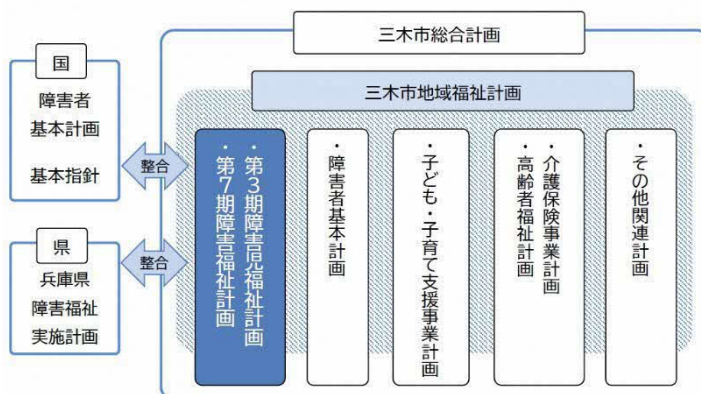
三木市（以下、「本市」という。）では、これまで5期にわたる障害者基本計画と、6期にわたる障害福祉計画、2期にわたる障害児福祉計画を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。このたび、「第6期三木市障害福祉計画」、「第2期三木市障害児福祉計画」がそれぞれ最終年度を迎えることから、障害福祉施策の一層の充実を図るため、「第7期三木市障害福祉計画」及び「第3期三木市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけ

本編 P2

本計画は、「三木市総合計画」及び「三木市地域福祉計画」を上位計画とし、本市の障がい者施策の基本的な指針である三木市障害者基本計画と連携して推進するものとしします。

また、「三木市子ども・子育て支援事業計画」、「三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図りながら策定するものとしします。



計画の期間

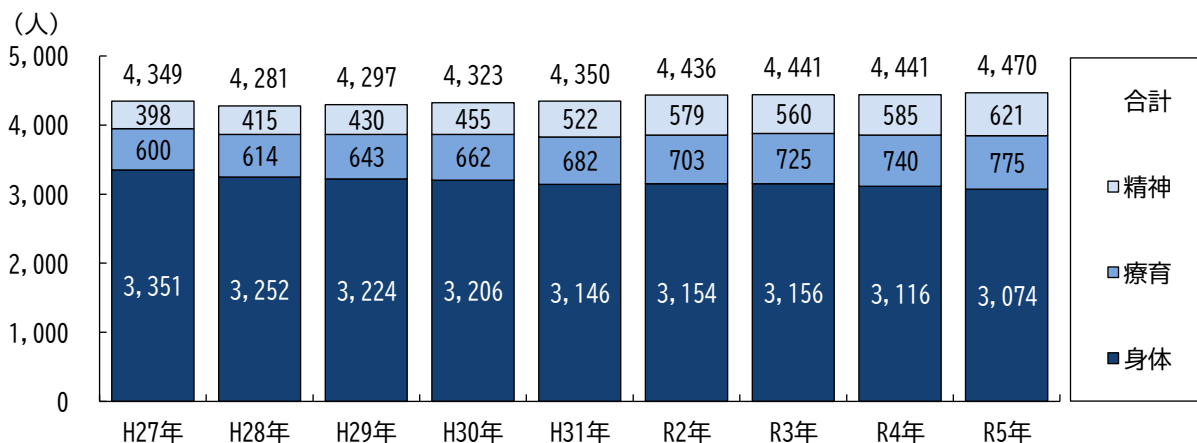
本編 P4

本計画の計画期間は、令和6年度～令和8年度の3年間とします。令和8年度までを計画期間とする「第5期三木市障害者基本計画」と連携して、共生社会の実現に向けた施策の推進に取り組みます。

| 区分 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|------------|-------|-------|-----------------|-------|-------|
| 障害者基本計画 | 第5期障害者基本計画 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第6期障害福祉計画 | | | 第7期障害福祉計画【本計画】 | | |
| 障害児福祉計画 | 第2期障害児福祉計画 | | | 第3期障害児福祉計画【本計画】 | | |

◆ 障害者手帳所持者数は令和2年以降はほぼ横ばいで推移しています。身体障害者手帳所持者はやや減少傾向、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移

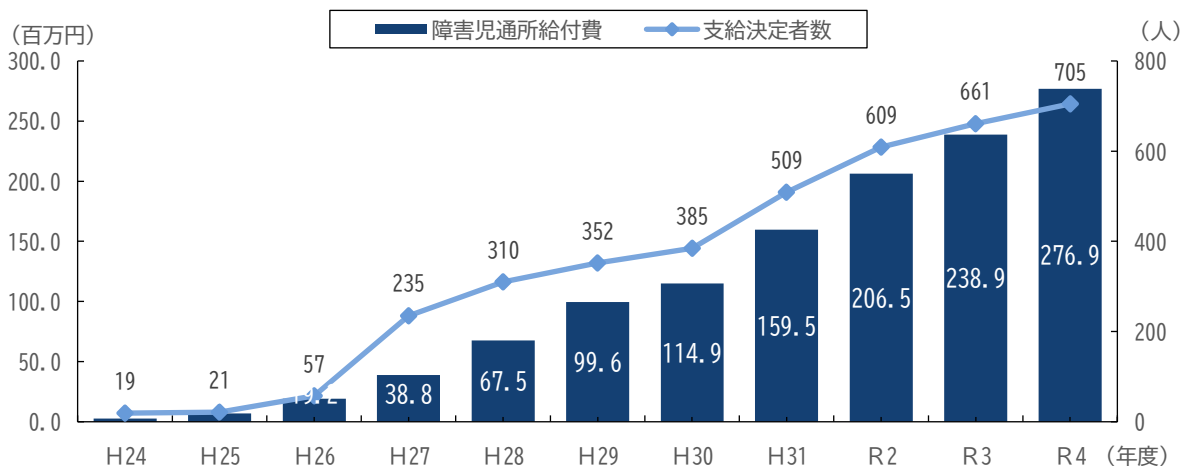


◆ 本市の障害福祉サービス費と障害児通所給付費は、いずれも増加が続いています。受給者数（支給決定者数）についても、おおむね増加傾向が続いています。

■ 障害福祉サービス費と受給者数の推移

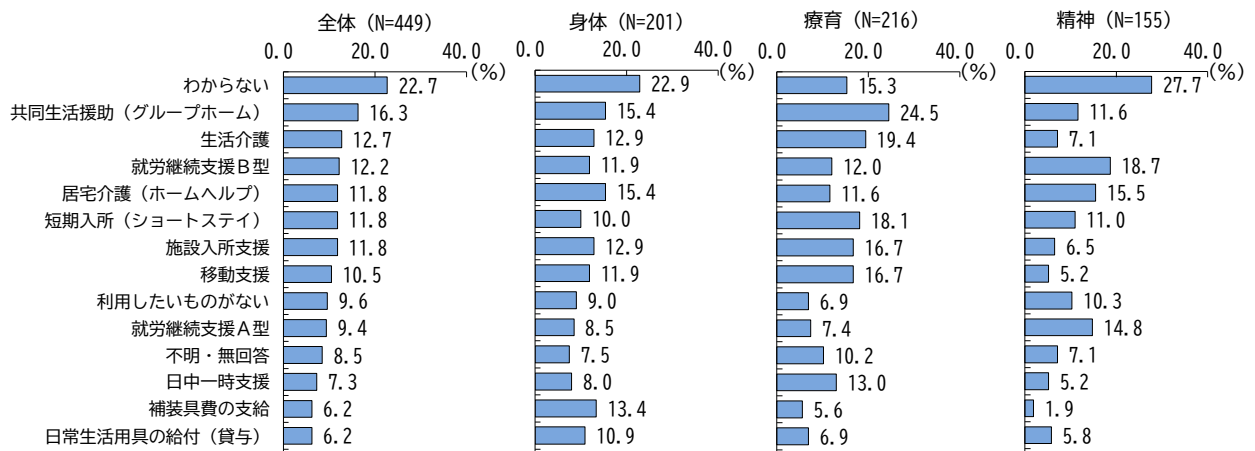


■ 障害児通所給付費と受給者数の推移



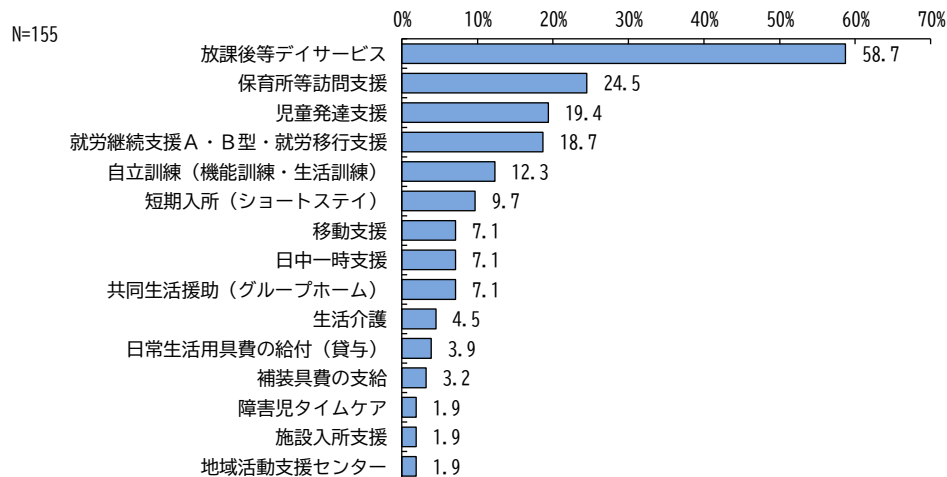
◆障がいのある人を対象とした調査では、障害福祉サービス等のニーズについて、「共同生活援助（グループホーム）」「生活介護」「就労継続支援B型」等の回答が多くなっています。

■あなたが将来利用したいと思う障害福祉サービスまたは地域生活支援事業を以下より選んでください（障がい者調査、複数回答、上位項目のみ）



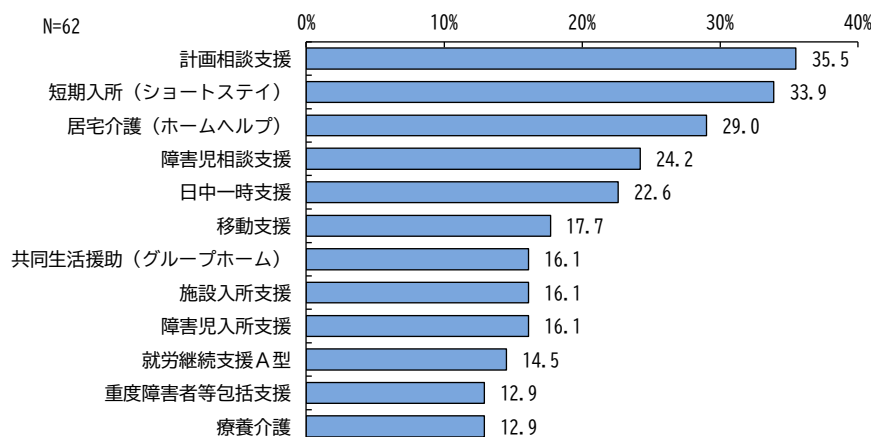
◆障がい児を対象とした調査では、福祉サービスのニーズについて、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「保育所等訪問支援」「児童発達支援」が多くなっています。

■今後利用したいと考えている福祉サービスはどれですか（障がい児調査、複数回答、上位項目のみ）



◆事業所を対象とした調査では、三木市内で、特に提供が不足していると感じるサービスとして、「計画相談支援」が最も多く、次いで「短期入所」「居宅介護」が多くなっています。

■三木市内で、特に提供が不足していると感じるサービスは何ですか（事業所調査、複数回答、上位項目のみ）



本市では、障がいのある人が地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もが共に支え合う社会の実現を目指して障害福祉施策を展開してきました。第5期三木市障害者基本計画（令和3年度～令和8年度）においても、障がいの有無にかかわらず三木市民誰もが相互に人格と個性を尊重され、等しく社会参加する共生社会の実現に向け、施策の一層の推進に取り組むことをうたっています。

本計画は、三木市障害者基本計画と連携して推進すべきものであり、本計画が目指す将来像についても、第5期三木市障害者基本計画と同じく、「誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち三木」とします。

《目指す将来像》

**誰もがいきいきと輝き、
共に安心して暮らせるまち 三木**

障害福祉サービス等の基盤整備の方針

（1）市内における相談支援事業の充実・確保

障がいのある人が地域において自立した生活を営むため、適切なサービス利用のための体制整備として、相談支援事業の充実・確保を図ります。現在、市内の相談支援事業所が、障害福祉サービス等利用者のニーズに対して少なく、市外の事業所を利用せざるを得ない状況が拡大していることが課題となっており、本市における効果的な対策について、他自治体の動向も注視しながら検討を進めます。

（2）グループホーム等の生活の場の充実と地域生活支援体制の整備

アンケート調査において示されたニーズを踏まえ、地域における生活の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、誰もが安心した生活を送れるようサービスの充実や公共施設の整備に努めます。地域生活支援拠点については、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実や、複数の事業所と連携した緊急時の受け入れ態勢の構築等、関係機関が連携して取り組む体制づくりを引き続き進めるとともに、地域・圏域全体でその機能を担う体制の整備に、近隣自治体と連携して取り組みます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労の場の確保と経済的な安定に関わる一般就労への支援は、重要な課題となっています。障がい者の雇用促進や職場定着の支援を図るため、関係機関や市内の企業等と連携協力し、就労支援の提供体制の整備を行うとともに、障がいを理由とする差別の解消や雇用における合理的配慮の提供等、雇用に関する啓発活動を推進します。

(4) 障がい児支援の充実

支援が届きにくい重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする児童、強度行動障がいを有する児童等の支援について、兵庫県等と連携して支援ニーズ等に関する実態把握を進めます。また市内においては「こども発達支援センターにじいろ」を中心に、医療機関等と連携しながら支援の充実を図ります。現在本市においては児童発達支援センターが未整備であることから、「こども発達支援センターにじいろ」の支援の専門性を高め、充実・強化を進めていくことで、必要な機能を担えるよう取り組みます。

(5) 共生社会の実現に向けた啓発・交流の推進

障がいの有無にかかわらず、当たり前地域で共に生活する共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。新型コロナウイルス感染症の拡大による、障がいのある人の外出や交流の機会の減少を踏まえ、社会における障がい等について理解を深める研修・啓発や、当事者の活動の支援等を通じて、地域における交流や理解促進に取り組むとともに、手話通訳等のコミュニケーション支援や外出の支援の充実を図ります。

また、「障害者差別解消法」や、「合理的配慮」といった、共生社会の実現に向けて広く理解されるべき制度や言葉について、周知・啓発を推進します。



国の指針に基づく令和8年度の目標設定

本編 P46～P51

ここでは国が定めた基本指針に基づき、本計画において、計画最終年度の達成を目指す数値目標や、各種障害福祉サービス等の計画的な整備について定めます。

●●施設入所者の地域生活への移行●●

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|-------------|----|------------------|
| 地域生活に移行する人数 | 5人 | 令和4年度末時点の入所者数の6% |
| 施設入所者の減少数 | 4人 | 令和4年度末時点の入所者数の5% |

●●地域生活支援拠点等の整備●●

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|--------------|-----|--|
| 地域生活支援拠点等の整備 | 1箇所 | 基幹相談支援センターを中心とした支援の充実や複数の事業所の協力による緊急時受け入れ体制整備等、事業所や関係機関との連携により、全体として地域生活支援拠点に求められる機能を担うことができるよう整備を推進 |

●●福祉施設から一般就労への移行●●

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|--------------------|-----|-----------------------------------|
| 一般就労への移行者数 | 9人 | 令和3年度実績の128% |
| 就労移行支援事業における移行者数 | 1人 | 国の指針に基づき一般就労への移行者数を達成できるように目標値を設定 |
| 就労継続支援A型事業における移行者数 | 3人 | |
| 就労継続支援B型事業における移行者数 | 6人 | |
| 就労定着支援事業の利用者数 | 13人 | 令和3年度実績の141% |

●●障がい児支援の提供体制の整備●●

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|--|-----|--|
| 児童発達支援センターの設置 | 1箇所 | 「こども発達支援センターにじいろ」に専門職を配置するなど支援の専門性を高める取組を進め、児童発達支援センターとしての機能を担えるよう推進 |
| 保育所等訪問支援の実施 | 1箇所 | 本市では目標達成済みであるが、引き続き支援体制の充実を図る |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 1箇所 | |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 | 1人 | |

●●相談支援体制の充実強化等●●

| 項目 | 目標 | 考え方 |
|---|-----|--|
| 基幹相談支援センターの設置と相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 | 1箇所 | 本市では基幹相談支援センターを設置済みであり、引き続き三木市障害者（児）地域自立支援協議会等と連携しながら相談支援の充実・強化を図る |

●●障害福祉サービス等の実績値と見込量●●

障害福祉サービス等の利用者の増加傾向や各サービスの利用実績を踏まえて見込量を算出しました。

単位：人／月

| サービス名 | | 実績値 | | | 見込量 | | |
|----------------|-------------|-------|-------|-----------|------------|------------|------------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 訪問系サービス | 訪問系サービス合計 | 109 | 112 | 116 | 118 | 119 | 122 |
| | 居宅介護 | 98 | 101 | 103 | 105 | 106 | 108 |
| | 重度訪問介護 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 同行援護 | 10 | 11 | 12 | 12 | 12 | 13 |
| | 行動援護 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 重度障害者等包括支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日中活動系サービス | 生活介護 | 191 | 191 | 193 | 201 | 204 | 207 |
| | 自立訓練（機能訓練） | 3 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 自立訓練（生活訓練） | 5 | 7 | 6 | 7 | 7 | 7 |
| | 就労移行支援 | 9 | 6 | 6 | 9 | 18 | 21 |
| | 就労継続支援（A型） | 57 | 61 | 64 | 65 | 66 | 67 |
| | 就労継続支援（B型） | 203 | 210 | 213 | 218 | 221 | 225 |
| | 就労定着支援 | 9 | 10 | 12 | 12 | 12 | 13 |
| | 就労選択支援【新規】 | — | — | — | 0 | 2 | 5 |
| | 療養介護 | 19 | 19 | 21 | 21 | 22 | 22 |
| 短期入所 | 52 | 54 | 56 | 57 | 58 | 59 | |
| 居住系サービス | 共同生活援助 | 67 | 73 | 76 | 87 | 92 | 96 |
| | 施設入所支援 | 87 | 89 | 88 | 87 | 86 | 84 |
| | 自立生活援助 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 |
| 相談支援 | 計画相談支援 | 154 | 156 | 159 | 162 | 164 | 167 |
| | 地域移行支援 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| | 地域定着支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 障害児通所支援等 | 児童発達支援 | 75 | 71 | 69 | 71 | 72 | 74 |
| | 医療型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| | 放課後等デイサービス | 145 | 164 | 178 | 182 | 186 | 190 |
| | 保育所等訪問支援 | 22 | 54 | 57 | 58 | 60 | 61 |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 障害児相談支援 | 51 | 52 | 53 | 55 | 56 | 57 |
| コーディネーターの配置（人） | | 4 | 3 | 6 | 6 | 6 | 6 |

●●障害福祉サービス等の見込量の確保方策●●

障害福祉サービス等の見込量を確実に確保するために、本市では次の方策を通じて提供基盤の整備を進めます。

- ①相談支援事業所の確保に向けた効果的な施策の検討や近隣自治体と連携した取組
- ②地域自立支援協議会との連携による社会資源の確保とサービス提供体制の充実
- ③介護保険サービス提供事業所との連携や障害福祉サービス事業への参入の促進
- ④就労支援事業における定員拡大、新規参入等の促進
- ⑤将来的なニーズの増加に対応する共同生活援助（グループホーム）や短期入所の新設及び運営支援
- ⑥こども発達支援センターにじいろにおける支援の充実・強化等を通じた障がい児支援の充実

●●地域生活支援事業の実績値と見込量●●

地域生活支援事業は、障がい者等のニーズに応じ、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本市が地域の実情に応じて実施するものです。

| 事業名と単位 | | 実績値 | | | 見込量 | | | |
|--------------------|-------------|-------|-------|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度見込 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | |
| 理解促進研修・啓発事業 | 有無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 自発的活動支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 障害者相談支援事業 | 件／年 | 4,940 | 5,815 | 5,427 | 6,000 | 6,000 | 6,000 | |
| 基幹相談支援センター | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 三木市障害者（児）地域自立支援協議会 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | |
| 成年後見制度利用支援事業 | 件／年 | 3 | 3 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 | |
| 手話通訳者設置事業 | 人／年 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件／年 | 427 | 517 | 511 | 560 | 570 | 580 | |
| 給付等事業 日常生活用具 | 介護・訓練支援用具 | 件／年 | 2 | 7 | 5 | 10 | 10 | 10 |
| | 自立生活支援用具 | 件／年 | 3 | 16 | 7 | 15 | 15 | 15 |
| | 在宅療養等支援用具 | 件／年 | 54 | 57 | 82 | 80 | 80 | 80 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 件／年 | 10 | 9 | 7 | 10 | 10 | 10 |
| | 排せつ管理支援用具 | 件／年 | 2,259 | 3,114 | 4,145 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人／年 | 0 | 15 | 16 | 20 | 20 | 20 | |
| 移動支援事業 | 人／年 | 61 | 69 | 70 | 76 | 78 | 80 | |
| | 時間／年 | 3,953 | 4,015 | 5,554 | 6,000 | 6,200 | 6,400 | |
| 地域活動支援センターの基礎的事業 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| 訪問入浴サービス事業 | 回／年 | 222 | 210 | 144 | 200 | 200 | 200 | |
| 日中一時支援事業 | 回／年 | 3,238 | 2,677 | 2,397 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | |

第7期三木市障害福祉計画
第3期三木市障害児福祉計画
【概要版】

令和6年3月 三木市健康福祉部障害福祉課
〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号
TEL：0794-82-2000 FAX：0794-89-2449